

令和6年12月2日

各所属所長様

公立学校共済組合神奈川支部長
(公 印 省 略)

令和6年12月2日以降における保健事業利用時の
本人資格確認に係る取扱いについて（通知）

日頃より当共済組合の事業に、御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。
このたび、令和6年12月2日をもって組合員証等の新規発行が廃止されることから、
本人資格確認については次の書類等で行うこととしますので、お知らせします。

1. 公立学校共済組合宿泊施設を利用する際

(1) マイナポータルの資格情報画面

※保存したPDFファイル、プリントアウトしたもの、スクリーンショットの提示いずれでも可。保存日時が概ね1か月以内のもの。

(2) 資格確認書

(3) 現行の組合員証等（令和7年12月1日までの利用）

- ・上記(1)～(3)のいずれかを宿泊施設に提示してください（別紙参照）。
※組合員の家族のみで利用する場合も、組合員本人の上記書類等の提示が必要です。
- ・対象宿泊施設については、「レクリエーション・ガイド2024」6頁～14頁をご覧ください。

2. 教職員人間ドック等・割引人間ドック等・特定健康診査・特定保健指導を利用する際

(1) マイナ保険証

(2) 資格確認書

(3) 現行の組合員証等（令和7年12月1日までの利用）

- ・上記(1)～(3)のいずれかを医療機関等に提示してください。
- ・上記(1)～(3)の詳細については、令和6年11月29日付公共神第184号「マイナ保険証制度移行に伴う各種事務手続きについて（依頼）」の給付グループ通知文をご確認ください。

問合せ先

健康福利グループ 村上・日熊

T E L 045-210-8170

F A X 045-664-3816